

優良工事施工業者を対象とした条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、寒川町が実施する公共工事の施工において、優良工事施工業者を対象として行う条件付き一般競争入札に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 優良工事施工業者は、「寒川町工事成績評定要綱」(平成15年4月1日施行。以下「評定要綱」という。)による評定結果が75点以上の工事(以下「優良工事」という。)を実施した者で町内に本店を有する者とし、発注年度より前の3年間の工事において1回以上優良工事を実施したことがある者とする。ただし、当該工事と同一期間内において同一の工種で、評定要綱による評定結果が65点未満の工事を実施した者は除く。

(優良工事施工業者を対象とした工事の入札の実施)

第3条 優良工事施工業者を対象とした工事(以下「対象工事」という。)は、条件付き一般競争入札の方法により発注工種ごとに実施するものとする。

(対象工事の発注件数)

第4条 対象工事の発注件数は、一会計年度2件以上を原則とする。

(対象工事の発注金額)

第5条 対象工事は、工事設計金額が5000万円未満のものとする。

(対象工事の発注工種)

第6条 対象工事の発注工種は、全工種を対象とすることができる。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。